

1. 本市国民健康保険の資格情報（負担割合）の誤りについて

本市国民健康保険被保険者が医療機関や薬局等の窓口で支払う一部負担金に係る負担割合について、医療機関等は負担割合を含めて、被保険者の資格情報を「オンライン資格確認システム」により確認しています。

通常、資格情報に異動がある場合、本市が管理する国民健康保険の資格情報管理システム（以下「本市システム」という。）からオンライン資格確認システムに情報連携が行われますが、今回、本市システムからオンライン資格確認システムに対し、以下のとおり本市国民健康保険被保険者の負担割合について、誤った情報が送信されていることを確認しました。

被保険者及び医療機関等の関係者の皆様に対し、混乱を招きご迷惑をお掛けすることとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

○誤送信内容

12/2 から 12/11 連携分について、限度額適用認定証を交付中の方、新規で世帯が連携の対象となった方、もしくは令和 6 年 11 月中の所得更正や資格異動等により負担割合が令和 6 年 12 月 1 日付で変更となる一部の方（70 歳から 74 歳の方 10 人(8 世帯)）

誤送信内容	人数（単位：人）
正）2 割負担 誤）3 割負担	4
正）3 割負担 誤）2 割負担	6
合 計	10

○経緯

12 月 11 日、本市国民健康保険課に対し、本市システムの開発・保守事業者から被保険者が所持している被保険者証や資格確認書とオンライン資格情報に表示された負担割合に相違が生じていると報告がありました。当該事業者に対し、原因・対象者特定及び対応等に関して早急に報告するよう依頼しました。

12 月 12 日、当該事業者から対象者（10 人）特定及び対応（12/12 以降にシステムプログラム修正）に関して報告がありましたが、原因は調査中と回答がありました。

12 月 13 日、対象者に電話連絡及び文書で状況連絡しました。当日中に電話応答のあった 7 人は一部負担金の過不足はありませんでした。また、システムプログラム修正も行われています。

12 月 16 日、対象者のうち残り 3 人に連絡を取り、一部負担金の過不足がないことを確認しました。

○今後の対応

今後、原因や再発防止策等について、確認次第、随時ホームページで公表してまいります。